

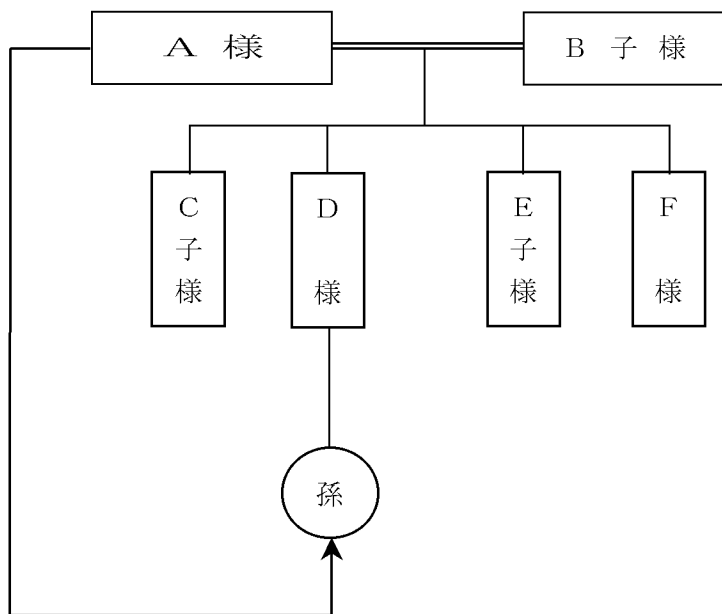
### Ⅲ. A 様に対するご提案

#### 1. 養子縁組・孫への相続移転

□ A 様 □ の実子である 4 人の子供の配偶者並びにお孫様を対象に、養子縁組みを検討することをお勧めします。

この養子縁組については、相続税の計算上は 1 人までしか相続人としてのカウントはされませんので、2 人以上養子縁組をされても直接的には相続税の軽減につながりません。

しかし、お孫様を養子縁組みすることにより、直接相続という形で財産をお孫様に承継させることができますので、いわゆる“世代飛び越し効果”が期待できます。



< 世代飛び越し効果 >

□ A 様 □ の場合、お孫様を養子縁組みすることによる直接的な相続税の軽減効果は次のように試算されます。

内 訳	(A) 現 状	(B) 養子縁組後	(C) 効果((A)-(B))
第 1 次納付相続税額	1 億 5,830 万円	1 億 5,082 万円	748 万円
第 2 次納付相続税額	1 億 424 万円	9,478 万円	946 万円
第 1 次・第 2 次 合計納付相続税額	2 億 6,254 万円	2 億 4,560 万円	1,694 万円

( 参 考 ) 被相続人に養子がいる場合の取扱い

① 養子の数の制限

「遺産に係る基礎控除額」「相続税の総額」「生命保険金・死亡退職金の非課税限度額」の計算上、法定相続人に含まれる養子の数は次の通り制限されています。

- (イ) 被相続人に実子がある場合 … 1人
- (ロ) 被相続人に実子がない場合 … 2人

※ 民法上の養子を制限するものではなく、あくまでも相続税額を計算する上での取扱い。

② 実子とみなされる場合

次のような者は実子とみなされ、数の制限は受けません。

(イ) 民法上の特別養子

項 目	特 別 養 子	普 通 養 子
養親の制限	満25歳以上の夫婦でともに養親	成人である者
養子の制限	原則として6歳未満	養親より年少者
縁組の手続き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年でなければ 当事者の届出のみ
実親等の同意	実父母の同意が必要	養子が満15歳未満の時は、 法定代理人が承諾をする
親子関係	実方との親族関係は終了する	実方の親族関係は存続する
戸籍の記載	養子との文言の記載がない	養子と明記される
離 縁	家庭裁判所の審判が必要 養親からの請求不可	当事者の協議で可能。養子、 養親のいずれでも訴え提起可

- (ロ) 配偶者の実子で被相続人の養子となった者
- (ハ) 実子・養子等の代襲相続人